

# 公益社団法人自動車技術会 情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、法令並びに定款に基づき、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の責務)

第2条 本会は、この規則の解釈及び運用にあたっては、原則として、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この規則により情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(公開方法の種類)

第4条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備置き並びにインターネットの方法により行う。

(公告)

第5条 本会は、法令並びに定款の定めに従い、貸借対照表について、公告を行う。

2 前項の公告については、定款第43条の定めによる。

(公表)

第6条 本会は、法令の定めに従い、役員に対する報酬等の支給の基準について公表する。

2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規則を次条に定める事務所備置きの方法による。

(書類の事務所備置き)

第7条 本会は、法令の定めに従い、書類の事務所備置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備置きの書類)

第8条 前条の事務所備置きの対象とする書類は別表に掲げるものとする。

2 別表中、「公開期間」として備置き期間を表示しているものについては当該備置き期間分の書類を、備置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本会の事務所備置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所である事務局総務課とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 処理基準に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける

(2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、処理基準に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、処理基準に定める実費負担を求め、これに応じる

2 前項第3号の謄写枚数が多い場合は、謄写物を引き渡す日時を指定することができる。  
(インターネットによる情報公開)

第11条 本会は、第5条ないし第7条の定めによる情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行う。

(処理基準)

第12条 この規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

#### 附 則

1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)

別表（情報公開規則第8条）

書類	種類	対象者	謄写	公開期間
定款	閲覧		不可	
代議員名簿(氏名・住所)	閲覧	代議員・役員	不可	
代議員名簿(氏名)	閲覧		不可	
役員名簿(氏名・住所)	閲覧	代議員・役員	不可	作成後5年間
役員名簿(氏名)	閲覧		不可	作成後5年間
役員報酬等の支給基準	公表		不可	
事業計画書	閲覧		不可	事業年度開始前日～ 事業年度終了日
収支予算書	閲覧		不可	事業年度開始前日～ 事業年度終了日
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	閲覧		不可	事業年度開始前日～ 事業年度終了日
特定費用準備資金	閲覧		不可	
特定の財産の取得又は改良にあてるために保有する資金	閲覧		不可	
寄付等による受入財産	閲覧		不可	
財産目録	閲覧		不可	作成後5年間
計算書類	閲覧		可(有料)	総会2週間前から5年間
事業報告	閲覧		可(有料)	総会2週間前から6年間
附属明細書	閲覧		可(有料)	総会2週間前から7年間
監査報告	閲覧		可(有料)	総会2週間前から8年間
総会議事録	閲覧・謄写	代議員・債権者	可(有料)	10年間
理事会議事録	閲覧・謄写	代議員・債権者 ※1	可(有料)	10年間
会計帳簿及び関係資料	閲覧・謄写	代議員※2	可(有料)	10年間
総会議決権の代理権行使の証明書	閲覧・謄写	代議員	可(有料)	総会の日から3箇月間

※1 裁判所の許可が必要

※2 総代議員の1/10以上の議決権を有する者